



和歌山市公報

令和4年（2022年）9月1日
第1734号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
41	職員の互助制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（職員厚生課）	2

【告示】

314	公示送達（令和4年度第1期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・（介護保険課）	2
315	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・（環境政策課）	3
316	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	4
317	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	5
318	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	6
319	公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・（保険総務課）	6
320	市道路線の認定・・・・・・・・・・（道路管理課）	7
321	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・（道路管理課）	7
322	市道路線の変更・・・・・・・・・・（道路管理課）	8
323	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・（道路管理課）	8
324	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・（道路管理課）	8
325	公示送達（令和3年度介護保険料納入通知書（特別徴収）、令和4年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和4年度（令和3年度分）介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・・・（介護保険課）	9
326	公示送達（固定資産税・都市計画税督促状）・・・・・・・・・・（納税課）	9
327	公示送達（令和2年度第6期から第10期まで国民健康保険料督促状、令和3年度第1期から第10期まで国民健康保険料督促状並びに令和4年度随時第1期及び随時第2期並びに第1期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・・・（国保年金課）	9
328	公示送達（令和4年度国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・・・（国保年金課）	10
329	公示送達（令和3年度及び令和4年度国民健康保険料の還付通知書）・・・・・・・・（国保年金課）	10
330	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・（障害者支援課）	10
331	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定・・・・・・・・・・（障害者支援課）	11
332	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出・・・・・・・・・・（障害者支援課）	11

【公告】

○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・（地籍調査課）	11
○	一の敷地とみなすこと等の認定の取消し・・・・・・・・・・（建築指導課）	12
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・（都市計画課）	12
○	道路位置の指定・・・・・・・・・・（建築指導課）	12
○	和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧・・・・・・・・・・（農林水産課）	12
○	和歌山市営住宅等の指定管理者の公募・・・・・・・・・・（住宅第1課）	13

【 選挙管理委員会告示 】

55	選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	14
56	選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	14
57	和歌山市長選挙の当選人の住所及び氏名	（選挙管理委員会事務局）	14
58	和歌山市議会議員補欠選挙の当選人の住所及び氏名	（選挙管理委員会事務局）	14
59	選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	14
60	委員の直接解職請求に必要な選挙人の数	（選挙管理委員会事務局）	15

【 教育委員会告示 】

11	教育委員会の招集	（教育政策課）	15
----	----------	---------	----

【 規 則 】

職員の互助制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第41号

職員の互助制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の互助制度に関する条例施行規則（平成18年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

条例第3条第1項に規定する規則で定める者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により市に派遣された者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定により市に採用された者又は第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員として市に採用された者

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中「に規定する者にあつては職員となつた日から、同項第2号から第5号」を「から第4号」に改める。

第5条中「第4号」を「第3号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（令和4年9月1日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第314号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年8月18日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 富松 淳

年度	期別	種別	備考
----	----	----	----

令和 4 年度	第 1 期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和 4 年 8 月 3 1 日に変更する。
---------	-------	-------	-----------------------------------

(別紙省略)

(令和 4 年 8 月 1 8 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 3 1 5 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 8 月 2 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

太洋工業株式会社

和歌山市有本 6 6 1 番地

代表取締役社長 細江美則

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

太洋工業株式会社

和歌山市有本 6 6 1 番地

(3) 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 第 6 6 号に掲げる電気めっき施設

(4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第 1 のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第 2 のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第 3 のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和 4 年 8 月 2 2 日から同年 9 月 1 2 日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市役所 6 階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第 1 特定施設に関する事項

区分	新設		
特定施設番号及び名称	第 66 号 電気めっき処理施設		
構造	塩化ビニール、ステンレス、ポリプロピレン、ポリエチレン		
主要寸法	12,930mm×3,845mm		
能力	500 シート/日		
1 日当たりの使用時間	12 時間		
使用の季節的変動の有無	なし		
排出水の汚	区分	通常	最大
	pH	7.0~8.0	7.0~8.0
	BOD (mg/L)	5	10
	COD (mg/L)	5	10

染 状 態	SS (mg/L)	5	10
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	1	1
	全窒素 (mg/L)	5	10
	全燐 (mg/L)	1	1
	汚水等の1日当たりの量 (m ³)	5	7

別表第 2 汚水等の処理に関する事項

区分	既設					
施設名	排水処理施設					
主要寸法 (mm)	沈降槽Φ3500mm×3700mm					
能力	15m ³ /時					
処理の方式	中和-凝集-沈降-分離					
1日当たりの使用時間	24時間					
使用の季節的変動の有無	受注量により変動あり					
汚 水 等 の 汚 染 状 態	項目	区分	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
		pH	5	6.0~8.0	3	5.8~8.6
		BOD (mg/L)	40	30	50	40
		COD (mg/L)	40	30	50	40
		SS (mg/L)	50	5	60	10
		n-Hex (mg/L)	1	1	1	1
		全窒素 (mg/L)	20	20	30	30
		全燐 (mg/L)	1	1	1	1
		汚水等の1日当たりの量 (m ³)	178	178	278	278

別表第 3 排水水の汚染状態及び量

排 出 水 の 汚 染 状 態	項目	区分	排水口 1	
			通常	最大
		pH	6.0~8.0	5.8~8.6
		BOD (mg/L)	30	40
		COD (mg/L)	30	40
		SS (mg/L)	5	10
		n-Hex (mg/L)	1	1
		全窒素 (mg/L)	20	30
		全燐 (mg/L)	1	1
		大腸菌群数 (個/cm ³)	3000 以下	3000 以下
	排水水の1日当たりの量 (m ³)	200	300	

(令和 4 年 8 月 2 2 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 3 1 6 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年 条 例 第 9 号）第 9 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、 放 置 禁 止 区 域 内 に 放 置 さ れ て い た 自 転 車 等 を 移 動 し、 保 管 し た の で、 同 条 例 第 1 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 告 示 す る。

令和 4 年 8 月 2 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 4 年 8 月 5 日、同月 9 日及び同月 1 2 日

J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 4 年 8 月 4 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 4 年 8 月 2 日
南海和歌山大学前駅周辺自転車等放置禁止区域	令和 4 年 8 月 2 日

- 2 移動し、保管した理由
和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

- 3 保管場所
名称 紀和駅前自転車等保管所
所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1
電話 4 2 2 - 4 1 0 0

- 4 返還を受けるために必要なもの
(1) 自転車等の鍵
(2) 住所及び氏名を確認できるもの
(3) 印鑑
(4) 費用

自転車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

- 5 返還できる日時等
(1) 返還日
月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）
(2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
(3) その他
(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。
- 6 問い合わせ先
和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 4 年 8 月 2 3 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 3 1 7 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 8 月 2 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び長町公園	令和 4 年 8 月 1 日、同月 3 日及び同月 9 日

- 2 移動し、保管した理由
和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため
- 3 保管場所
名称 紀和駅前自転車等保管所
所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1
電話 4 2 2 - 4 1 0 0
- 4 返還を受けるために必要なもの
(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年8月23日揭示済)

和歌山市告示第318号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年8月23日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和4年8月24日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年5月7日	令和4年5月23日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年5月2日	令和4年5月23日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年5月10日	令和4年5月23日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び大谷児童遊園	令和4年5月6日、同月9日、同月10日及び同月13日	令和4年5月23日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年8月23日揭示済)

和歌山市告示第319号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年8月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和4年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和4年8月24日揭示済)

和歌山市告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年8月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
29-100	西山東100号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	
29-101	西山東101号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	
29-102	西山東102号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	

(令和4年8月24日揭示済)

和歌山市告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和4年8月24日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年8月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
29-100	西山東100号線	和歌山市吉礼1481番地先 ～ 和歌山市吉礼1474番1地先	144.5	5.90 ～ 11.50
29-101	西山東101号線	和歌山市吉礼1150番5地先 ～ 和歌山市吉礼1160番1地先	98.1	5.70 ～ 11.30
29-102	西山東102号線	和歌山市吉礼1150番1地先 ～ 和歌山市吉礼1150番1地先	36.1	8.10

(令和4年8月24日揭示済)

和歌山市告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年8月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	備考
29-1	旧	西山東1号線	和歌山市吉礼 和歌山市森小手穂	
	新	西山東1号線	和歌山市吉礼 和歌山市森小手穂	起点の変更

(令和4年8月24日揭示済)

和歌山市告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年8月24日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年8月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
29-1	旧	西山東1号線	和歌山市吉礼1481番地先 和歌山市森小手穂1530番地先	1075.7	1.90 ～ 6.10
	新	西山東1号線	和歌山市吉礼1418番1地先 和歌山市森小手穂1530番地先	907.5	1.90 ～ 18.00

(令和4年8月24日揭示済)

和歌山市告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年8月24日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年8月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
8-96	砂山96号線	和歌山市砂山南1丁目9番12地先 ～	旧	8.0	2.50
		和歌山市砂山南1丁目9番24地先	新	8.0	5.50

2 2 - 1	狐島向線	和歌山市向 7 9 番 3 地先 ～	旧	3 1 . 3	4 . 2 0 ～ 6 . 8 0
		和歌山市向 7 9 番 2 地先	新	3 1 . 3	5 . 2 0 ～ 6 . 8 0
2 2 - 2	貴志 2 号線	和歌山市土入 1 2 9 番 2 地先 ～	旧	2 8 . 9	2 . 5 0 ～ 2 . 9 0
		和歌山市土入 1 2 9 番 5 地先	新	2 8 . 9	6 . 0 0

(令和 4 年 8 月 2 4 日 掲示 済)

和歌山市告示第 3 2 5 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 8 月 2 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 3 年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	
令和 4 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 4 年度第 2 期及び第 3 期の納期は、令和 4 年 9 月 5 日に変更する。
令和 4 年度（令和 3 年度分）	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

(別紙省略)

(令和 4 年 8 月 2 6 日 掲示 済)

和歌山市告示第 3 2 6 号

固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 8 月 3 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

(別紙省略)

(令和 4 年 8 月 3 1 日 掲示 済)

和歌山市告示第 3 2 7 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 8 月 3 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和 2 年度	第 6 期から第 1 0 期まで	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和 4 年 9 月 1

令和 3 年度 令和 4 年度	第 1 期から第 1 0 期まで 随時第 1 期及び随時第 2 期 第 1 期		2 日に変更する。
--------------------	---	--	-----------

(別紙省略)

(令和 4 年 8 月 3 1 日 掲示済)

和歌山市告示第 3 2 8 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 8 月 3 1 日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和 4 年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和 4 年 9 月 2 6 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 4 年 8 月 3 1 日 掲示済)

和歌山市告示第 3 2 9 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、還付通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 9 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和 3 年度及び令和 4 年度国民健康保険料の還付通知書
- 2 交付期限 告示日より 7 日を経過した日から 2 年

(別紙省略)

(令和 4 年 9 月 1 日 掲示済)

和歌山市告示第 3 3 0 号

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成 1 5 年規則第 1 1 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 9 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
福田直樹	外科、消化器外科	ぼうこう機能障害、直腸機能障害	和歌山労災病院	和歌山市木ノ本 9 3-1	令和 4 年 9 月 1 日
早田敦志	呼吸器内科	呼吸器機能障害	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 8 1 1 番地 1	令和 4 年 9 月 1 日
石亀綾奈	リハビリテーション科	平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 8 1 1 番地 1	令和 4 年 9 月 1 日
中村吉成	内科	呼吸器機能障害	医療法人紀成会 ナカムラメディカルクリニック	和歌山市元寺町南ノ丁 5 0 番地	令和 4 年 9 月 1 日

(令和4年9月1日揭示済)

和歌山市告示第331号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
みやま薬局	和歌山市田中町5丁目5-4	調剤	令和4年9月1日
訪問看護ステーション優々	和歌山市秋月62-11メ ゾン秋月201	訪問看護	令和4年9月1日

(令和4年9月1日揭示済)

和歌山市告示第332号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
真進堂薬局高松店	和歌山市西高松1丁目3-21-1	和歌山市西高松1丁目5-4 丸岩ビル1階	和歌山市西高松1丁目3-21-1	令和4年5月1日
訪問看護ステーションなごみ	和歌山市松江東2丁目1番72号	和歌山市松江1325-8	和歌山市松江東2丁目1番72号	令和4年8月8日

(令和4年9月1日揭示済)

【 公 告 】

和歌山市内原の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和4年8月16日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 富松 淳

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和4年8月16日から同年9月5日まで（20日間）
- 3 閲覧場所 紀三井寺公園陸上競技場特別会議室（和歌山市毛見200番地）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11番1 アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、紀三井寺公園陸上競技場特別会議室において令和4年8月16日から同月20日まで及び同月22日から同月26日までは、9時30分から16時まで行うこととする。和歌山市役所地籍調査課において令和4年8月29日から同年9月2日まで及び同月5日は、9時から17時まで行うこととする。

(令和4年8月16日揭示済)

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 5 第 2 項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定の取消しをしたので同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 8 月 19 日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 富松 淳

認定取消番号 認定取消年月日	申請者住所氏名	認定区域の場所（地名地番） 主要用途
第 R 4-6 号 令和 4 年 8 月 19 日	和歌山市松江中 3 丁目 8-4 1 鴻池運輸株式会社和歌山支店 支店長 藪本恵三	和歌山市榎原字西塩田 2 3 2 番 1、3、4、2 3 9 番 3 共同住宅

（令和 4 年 8 月 19 日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 4 年 8 月 22 日

和歌山市長 尾花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市西浜字中新堤内ノ坪 9 0 6 番 4	和歌山市西河岸町 4 7 番地 株式会社長谷川冷機 代表取締役 赤井雅哉

（令和 4 年 8 月 22 日揭示済）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和 4 年 8 月 22 日

和歌山市長 尾花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 4 年 8 月 19 日 和建指第 2708 号	和歌山市出水字五反長 1 3 番 2 の一部、太田字老 人島 7 3 5 番の一部	和歌山市三葛 5 2 1 番地 日之出建設株式会社 代表取締役 沼井克行	6.00m×46.28m 46.28m

（令和 4 年 8 月 22 日揭示済）

和歌山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条第 1 項の規定により、当該変更に係る農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を令和 4 年 8 月 25 日から同年 9 月 26 日まで和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に和歌山市民は、法第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条第 2 項の規定に基づき和歌山農業振興地域整備計画案に対して、和歌山市に意見を提出することができる。

また、和歌山農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、法第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条第 3 項の規定に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、上記の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して 15 日以内に和歌山市にこれを申し出ることができる。

令和 4 年 8 月 25 日

和歌山市長 尾花 正 啓

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和4年9月26日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

(3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ 提出のあつた意見には個別の回答はせず、和歌山農業振興地域整備計画の変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ和歌山農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、和歌山農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和4年10月11日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

(3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があつたことを知った日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

(令和4年8月25日揭示済)

和歌山市営住宅等の指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成24年規則第7号）第2条第1項の規定により別添のとおり公告する。

令和4年8月26日

和歌山市長 尾花正啓

(令和4年8月26日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第55号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年8月17日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和4年8月18日（木）午後5時30分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
(1) 和歌山市長選挙における選挙立会人の選任について

(令和4年8月17日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第56号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年8月17日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和4年8月21日（日）午前7時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
(1) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和4年8月17日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第57号

令和4年8月21日執行の和歌山市長選挙の当選人の住所及び氏名は次のとおりである。

令和4年8月22日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

住所	氏名
和歌山市東高松4丁目4番7号	尾花正啓

(令和4年8月22日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第58号

令和4年8月21日執行の和歌山市議会議員補欠選挙の当選人の住所及び氏名は次のとおりである。

令和4年8月22日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

住所	氏名
和歌山市伝法橋南ノ丁12番地2 305	林 佑美
和歌山市新在家78番地31	山本大地

(令和4年8月22日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第59号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年8月25日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和4年9月1日（木）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿に登録するについて
 - (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
 - (3) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (4) 在外選挙人名簿から抹消するについて

（令和4年8月25日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和4年9月1日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 6,130人
- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 102,153人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数 51,077人

（令和4年9月1日揭示済）

【 教育委員会告示 】

和歌山市教育委員会告示第11号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和4年8月29日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形 博 司

- 1 日時 令和4年9月1日（木）午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について
 - (2) 令和4年度和歌山市教育功労者表彰について
 - (3) 令和4年9月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
 - (4) 令和5年度和歌山市立和歌山高等学校各課程・学科の募集定員について
 - (5) その他

（令和4年8月29日揭示済）